

社会福祉法人 周防学園

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

〈目的及び意義〉

第1条 この規程は、社会福祉法人周防学園（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

〈定義等〉

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所としており、かつ法人の職員を兼務していない者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤理事、職員を兼務している理事以外の理事及び監事をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

〈職員を兼務する理事の報酬〉

第3条 法人の職員を兼務している理事に対しては、本規程を適用しない。

〈報酬の総額及び報酬の額〉

第4条 役員各年度の報酬総額は、6,100万円以内（うち、理事の報酬総額6,000万円以内、監事の報酬総額100万円以内）とする。

〈報酬の額〉

第5条 役員等に対し、次の各号に掲げる報酬及び費用を支払うことができる。

- 2 常勤理事に対する報酬の額は、別表1に掲げる報酬の区分に応じ、当該区分に定める範囲内で、理事会において報酬額を決定する。
- 3 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。
- 4 評議員に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。

〈報酬等の支給方法〉

第6条 役員等に対する報酬の支給の時期は、次の各号による報酬の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 常勤理事の報酬は月額とし、支給は毎月 25 日に、当該理事の指定する金融機関の当該理事名義の預金口座への振り込みにより支払う。但し、支払日が休日に当たる時は、その前営業日に支払う。
 - (2) 報酬のうち、常勤理事に対する退職慰労金は、辞任または死亡により退職した後 3 ヶ月以内に支給する。尚、常勤理事の死亡により退任した場合の退職慰労金にあつては、その遺族に支給する。
- 2 評議員及び非常勤の役員に対する報酬は、理事会または評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあつた都度、支払うものとする。
 - 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあつた立替金等を控除して支給する。

〈公表〉

第 7 条 法人はこの規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等支給の基準として公表するものとする。

〈改廃〉

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 22 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 6 月 18 日に改正し、同日より施行する。

この規程は、令和 2 年 3 月 24 日に改正し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 (常勤理事)

報酬の区分	報酬の額	旅費 (交通費及び宿泊費)
月額報酬	月 1 5 0 万円以内	—
賞与 (6 月及び 12 月)	各 1 5 0 万円以内	—
上記の他、法人及び施設の 業務のための出張	(4 時間以内の業務) 1 回あたり 1 万円	実 費 ※私有車を使用する場合は、 走行距離を自己申告し、1km 当たり 30 円を支給する。
	(4 時間以上の業務) 1 日あたり 2 万円	
退職慰労金	退任時の月額報酬×在任年数 ※1 ヶ月未満は 1 ヶ月に切り 上げる。 ※端数の年数は小数点 1 桁迄 とし、小数点 2 桁目を四捨 五入する。	—

別表 2 (非常勤の役員)

報酬の区分	報酬の額	旅費 (交通費及び宿泊費)
理事会及び評議員会への出席	1 回あたり 5 千円	実 費 ※私有車を使用する場合は、 走行距離を自己申告し、1km 当たり 30 円を支給する。
監事監査の実施	1 日あたり 1 万円	
会議 (理事会及び評議員会以外) への出席	1 回あたり 5 千円	
上記の他、法人及び施設の業務 のための出張	(4 時間以内の業務) 1 回あたり 1 万円	
	(4 時間以上の業務) 1 日あたり 2 万円	

別表 3 (評議員)

報酬の区分	報酬の額	旅費 (交通費及び宿泊費)
評議員会への出席	1回あたり 5 千円	<p style="text-align: center;">実 費</p> ※私有車を使用する場合は、走行距離を自己申告し、1km 当たり 30 円を支給する。
会議 (評議員会以外) への出席	1回あたり 5 千円	
上記の他、法人及び施設の業務のための出張	(4 時間以内の業務) 1回あたり 1 万円	
	(4 時間以上の業務) 1日あたり 2 万円	